

医療法人 財団 明理会  
道南森ロイヤル指定訪問介護事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人財団 明理会が設置する道南森ロイヤル指定訪問介護事業所（以下、「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護及び重度訪問介護（以下、「居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定を受けた障害者又は障害児（以下、「利用者」という。）に対し適切な障害福祉サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 1、この事業所が実施する事業は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事などの介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他生活全般にわたる援助を適切に行う。

2、事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3、事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4、事業の実施にあたっては、前三項の他、次の基準を遵守する。

「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」（平成18年3月29日厚生労働省令第56号）

（虐待防止に関する事項）

第3条 事業者は、利用者の人権擁護及び虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとする。

1、虐待防止責任者の選定

2、従業者への虐待防止に関する研修の実施（年一回）

事業者は、当該事業所の従業者又は養護者（日常的に世話をしている家族、親族、同居人など利用者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村へ通報する。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1、名称 道南森ロイヤル指定訪問介護事業所

2、所在地 北海道茅部郡森町字上台町326番地118

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（ア）管理者 1名（兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

（イ）サービス提供責任者 介護福祉士 2名（常勤）准看護師 1名（常勤）

サービス提供責任者は、事業所に対する障害福祉サービスの利用申込みに係る調整、事業所の従業者等に対する技術指導を行うほか、居宅介護計画を作成し、利用者及び同居家族にその内容を報告する。

（ウ）従業者 介護福祉士 4名（常勤）・准看護師（常勤）1名 介護福祉士（非常勤） 1名

従業者は、居宅介護計画等に基づき、障害福祉サービスの提供にあたる。

（営業日及び営業時間等）

第6条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

1、営業日 月曜日から日曜日までとする。

2、営業時間 通常の営業時間は、午前8：00から午後6：00までとする。それ以外の時間については、必要に応じ対応する。

(主たる対象者)

第7条事業所は、主たる対象者を以下のとおりとする。

- (1) 居宅介護事業 身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児
- (2) 重度訪問介護事業

(障害福祉サービスの内容)

- 1、身体介護に関する内容
  - ① 食事の介護
  - ② 排泄の介護
  - ③ 入浴の介護
  - ④ その他日常生活を営むために必要な身体の介護
- 2、家事援助に関する内容
  - ① 調理
  - ② 洗濯
  - ③ 掃除
  - ④ その他日常生活を営むために必要な家事の援助
- 3、生活等に関する相談及び助言
- 4、その他生活全般にわたる援助
- 5、通院等乗降介助  
通院等のための乗車又は降車の介助

(支給決定を受けた障害者(家族)又は障害児の保護者から受領する費用の額等)

第8条1、事業所は、障害福祉サービスを提供した際は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下、「支給決定障害者等」という。)から、市町村が定める負担上減月額の範囲において利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2、事業所は、法定代理受領を行わない障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者等から前項に掲げる利用者負担のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。

3、事業所は、前二項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

4、事業所は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

森町全域

(事故発生時における対応方法)

第10条 事業所の従業者は、障害福祉サービスの提供により、事故が発生した場合には市町村、利用者の家族への連絡をするなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情解決)

第11条1、提供した障害福祉サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

2、事業所は、提供した障害福祉サービスに関し、法の定めるところにより、市町村が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に対して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3、事業所は、社会福祉法83条に規定する運営適正委員会が同法第85条の規定により調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(業務継続計画の策定)

## 第 12 条

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2、事業者は、訪問介護員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なければならない。
- 3、事業者は、定期的に業務継続計画書の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメントに関する事項)

## 第 13 条

当事業所では、職員が安心して業務に従事できる環境を確保するため、利用者及びその家族からの言動についても適切に対応いたします。社会通念上相当な範囲を超える言動は、カスタマーハラスメントとして取り扱う場合があります。(例：暴言、威圧的言動、人格否定、過度な要求、身体的接触や性的言動 等)。また、該当する場合には、面談や文書による説明・お願いを行うほか、必要に応じて対応方法や契約内容の見直しを行うことがあります。当事業所は、信頼関係を大切にしつつ、職員の安全及び就業環境の確保に努めてまいります。

(衛生管理等)

## 第 14 条

事業者は、事業所において感染が発生し、又はまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について訪問介護員に周知徹底を図る。

- (2) 事業における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(秘密保持)

## 第 15 条

- (1) 従業者は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の秘密を漏らしてはならない。
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(従業者の研修)

## 第 16 条

従業者は、全ての訪問介護員に対し、従業員の資質向上のため、以下の通り研修機会を設けるものとする。

- (1) 採用時の研修 採用 1 ヶ月以内に実施
- (2) 継続研修 毎月 1 回以上の実施

(記録の整備)

第 17 条 従業員は、利用者に対する指定訪問介護の提供する各号に掲げる記録を整備し、その完結日から障害は 5 年間保存しなければならない。(上記の同意を証するため、本書 2 部を作成し、事業者、ご成約者様が署名捺印又は、記名捺印の上、各 1 部を保有するものとします。)

(その他運営に関する重要事項)

第 18 条\_\_従業員は、毎年 1 回の健康診断を実施する。

この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人財団 明理会と事業所の管理者との

協議に基づいて定めるものとする。

## 附則

この規定は、令和 5 年 6 月 1 日から施工する。

この規定は、令和 6 年 2 月 1 日から施工する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施工する。

この規定は、令和 6 年 6 月 1 日から施工する。

この規定は、令和 7 年 1 月 1 日から施工する。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施工する。

この規定は、令和 8 年 6 月 1 日から施工する。